

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止届出に係る意見聴取概要の公表について …… 2

指定自動車整備事業者の行政処分について …… 5

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件 名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止

事案番号：25C04

事業者名：株式会社 フジエクスプレス

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和7年11月5日（水曜日）

13時00分から（神奈川県）AB聴聞室

14時00分から（横浜市）AB聴聞室

※上記を予定していたが、書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は名称及び住所

・神奈川県国土整備局都市部交通政策課長 神奈川県横浜市中区日本大通1

・横浜市長 神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10

4. 陳述の要旨

別紙、意見の陳述書のとおり

(別紙5-2)
交政第1119号
令和7年10月24日

関東運輸局長 殿

住 所 神奈川県横浜市中区日本大通1
地方公共団体 神奈川県
(首長名) 神奈川県知事 黒岩 祐治



意見の陳述書

今般、令和7年11月5日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号
事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号：25C04
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
神奈川県県土整備局都市部交通政策課長 最上 祐紀
3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見
路線の廃止にあたっては、地元市である横浜市の意見を十分尊重されたい。



都交第 790 号
令和 7 年 10 月 31 日

関東運輸局長

横浜市長 山中 竹春

一般乗合旅客自動車運送事業者の路線の廃止に対する意見聴取について
(回答)

令和 7 年 10 月 22 日付関自旅一第 837 号で通知のあった標記の件については、書面による意見の陳述を行いますので、その旨お知らせいたします。

1. 地方公共団体名及び首長名並びに、意見の陳述を行う者

名 称：横浜市

住 所：横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

首 長 名：山中 竹春

2. 意見の聴取を行うこととされる廃止の届出の件名及び事案番号

届出の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止

事案番号：25C04

3. 意見の聴取において陳述する意見

当該路線の桜木町駅からみなと赤十字病院の区間は、近傍を横浜市営バスが運行している。新山下線・ダイワコーポレーション前バス停についても、みなと赤十字病院から 300m 程度の距離に立地している。

また、近年の運転士不足等により、バス事業全体として従前のサービス水準を維持することが困難な状況にある。

このような状況を踏まえ、対象路線の廃止については、利用者への十分な周知が確実に行われることを前提とするが、当該事案の決定についてはやむを得ないものと考える。



公示

道路運送車両法第94条の8第1項の規定に基づき、指定自動車整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所

コスモ石油販売株式会社
代表取締役 石本 耕二
東京都中央区八丁堀四丁目7番1号

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

コスモ石油販売株式会社 車検センター木更津
千葉県木更津市築地1番4
認証番号 第3-5275号
指定番号 関東指第3-1964号

3. 処分の内容

保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令
停止期間 令和7年11月14日 から
令和7年12月18日 まで 35日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第94条の5第1項及び第94条の6第1項の規定違反

令和7年11月14日

関東運輸局長 藤田 礼子